

第12次大分県交通安全計画の策定について

1. 第11次計画の目標、達成状況

〈目標〉
 死者数 34人以下
 重傷者数 220人以下

〈達成状況〉 ※太枠は達成

	R3	R4	R5	R6	R7
死者数	36	32	32	28	41
重傷者数	254	235	268	212	237

〈死亡事故の特徴〉

- 死者の約6割が高齢者
- 死者の約3割が歩行者
- 歩行中の死者のうち道路横断中が約7割

これらの交通事故抑止が課題

2. 第12次計画の位置づけ及び基本理念

(1) 位置づけ

交通安全対策基本法に基づき作成する、本県の交通安全に関する総合的・長期的な施策の大綱

(2) 基本理念

安全で安心な大分県の実現 ～優しいマナーと思いやりの運転県おおいた～ (※スローガンは11次計画から引き続き使用)

3. 計画の概要

(1) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

(2) 目標値

	〈11次計画〉	〈12次計画〉
死者数	34人以下	26人以下
重傷者数	220人以下	192人以下

〈目標値設定の考え方〉

国の中央交通安全対策会議における死者目標の削減率(95.0%)を県過去最少(28人)に掛け合わせ

国の中央交通安全対策会議における重傷者目標の削減率(90.9%)を県過去最少(212人)に掛け合わせ

(3) 重視すべき視点

- ①高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策 ②こどもの安全確保のための環境整備
 ③外国人の交通安全対策の推進 ④特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進等・・・10項目

(4) 交通安全対策の柱

- ①道路交通環境の整備 ②交通安全思想の普及徹底 ③安全運転の確保 ④車両の安全性の確保 等・・・8項目

(5) 主な取組

- ①加害・被害両面からの高齢者の事故抑止 → 身体機能の変化、天候、道路状況などに応じた安全運転や自主返納支援の周知、反射材の着用促進
 ②ドライバーの遵法意識の向上 → 横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるための交通安全教育等の推進
 ③歩行者の交通ルール遵守の徹底 → 歩行者が自ら身を守るための行動を促す交通安全教育等の推進

4. 今後のスケジュール

4月17日～5月20日
 パブリックコメント(県民意見募集)

6月中
 交通安全対策会議(計画決定)

6月22日、23日
 第2回常任委員会で計画内容報告